

令和6年3月29日

松前町水道事業

松前町長 田中浩介様

松前町水道事業経営審議会

会長 前田



健全な水道事業運営を支える水道料金等のあり方について（答申）

令和4年12月19日付け松上下水第176号で松前町長より諮問のあった標記の件について、本審議会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

第1 水道事業の現状と今後の見通し

1 給水需要・収益の予測と事業の取組状況

松前町の給水需要は、給水人口の減少や節水機器の普及のほか、生活習慣の変化などにより減少傾向にある。それに加え、現行の料金体系は使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逓増型を採用しているため、高齢化、核家族化、単身化等の世帯構造の変化により、単価の低い料金帯での使用となる小口使用者の割合が増えることで、給水収益の減少が今後も予測される。

また、現在は、町内最大規模の給水人口を対象とする松前・西古泉ブロックにおいて浄水場の整備を進めているほか、基幹管路の耐震化や老朽管の更新など、水道水の安定供給に向けた事業に取り組んでいる。

## 2 財政収支見通し

松前町の水道事業の財政収支は、平成30年度から令和4年度まで5期連続で赤字が続いている。今後も給水収益の減少が見込まれる中、浄水場整備等に係る費用や維持管理に要する経費の増大が見込まれることから、現行の料金水準のままでは、経営が更に厳しい状況となる見通しである。

## 第2 水道料金等のあり方

### 1 料金算定期間

全国の水道事業における標準的な料金算定の考え方等を示した「水道料金算定要領」では、水道料金は使用者の日常生活に密着しており、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましいとされている。一方で、余りにも長期の算定期間をとることは経済の推移、需要の動向等、不確定な要素を多く含むことになることから、概ね3年から5年が妥当とされている。

これらを踏まえると、料金算定期間は、5年間とすることが適当である。

### 2 料金水準（総括原価）の算定

松前町の料金水準は、水道料金算定要領の基本原則に基づき、営業費用（人件費、修繕費、減価償却費等）に資本費用（支払利息、資産維持費）を加えた総括原価により算定している。

財政収支見通しによると、新しい浄水場が稼働する予定の令和8年度からは、減価償却費や動力費等が増える見込みである。これを踏まえ、料金算定期間を令和7年度から令和11年度までの5年間に設定した場合の現行の料金体系で試算した料金収入では、5年間で約6億円の不足が生じるため、約35.2%の料金値上げが必要との試算結果が示された。

こうしたことから、健全かつ安定的な水道事業運営を行うためには、料金値上げを行うことはやむを得ない。

### 3 料金体系の設定

#### (1) 用途別から口径別への見直し

料金体系の主な大別には用途別と口径別があり、松前町では、用途別体系（家庭用、団体用、工業用、営業用等）を採用している。しかし近年は、負担の公平性や料金体系の明瞭性に優れている口径別体系を採用する自治体が増加しており、松前町においても口径別体系を採用することが適当である。

#### (2) 基本料金及び従量料金の見直し

松前町の料金体系は、水道の使用水量の有無に関係なく固定的にかかる経費の「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる経費の「従量料金」で構成される「二部料金制」を採用している。

ア 基本料金は、総括原価の大部分を占める固定費の割合を高くすることで安定的な収益を確保することができるが、小口使用者の急激な負担の増加が懸念されるため、配慮することが望ましい。

また、基本水量は、現在のところ10立方メートルを採用しているが、負担の公平性から、料金の急激な変動を招かないよう段階的に引き下げることが望ましい。

イ 従量料金は、使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逓増型を採用しているが、収入が水需要の増減に影響されにくくなるように逓増度を緩和するなど、経営の安定性を高めることが望ましい。

また、水量区画は、現在のところ3区画を採用しているが、超過水量の実情を踏まえて細分化し、公平性に配慮することが望ましい。

#### (3) 小口・中間使用者への配慮

水道料金は、公平な料金体系が基本原則であるが、負担の公平性を確保しつつ、高齢者世帯や子育て世帯などの小口・中間使用者に対し、生活用水に対する特別措置として、配慮することが望ましい。

#### 4 料金改定率及び激変緩和措置

給水原価を回収し財政収支のバランスを図り、安定した水道事業経営を行うためには、料金改定率は、約35.2%とすることが適當である。

ただし、使用者の急激な負担増を軽減するため、改定後の最初の2年間は、激変緩和措置として現行から約25%の値上げとし、3年目以降から約35.2%の値上げとすることが望ましい。

#### 5 料金改定の時期

財政収支見通しによると、令和8年度には、これまで積み立てられた剰余金が無くなることから、健全な経営が困難になることが見込まれる。このため、使用者への十分な周知期間を確保した上で、令和7年度当初に行うことが適當である。

### 第3 附帯意見

#### 1 水の安定供給及び経営の健全化への取組

水道は欠かすことのできない重要なライフラインであることから、将来にわたり安全でおいしい水の安定供給に向けて取り組むとともに、引き続き適正かつ健全な経営に取り組むよう努められたい。

#### 2 料金改定の周知

松前町における実質的な水道料金の改定は、平成26年度以来約10年ぶりであり、今回は大幅な料金改定となるため、住民生活や経済活動に大きな影響が懸念される。このことから財政状況や浄水場整備などの水道事業に対する使用者の関心を高め、料金改定の必要性について理解を得られるよう、広報誌やホームページに加え、あらゆる媒体を活用し、丁寧かつ効果的な周知に努められたい。

## 松前町水道事業経営審議会 委員一覧

(諮問時点)

区分	氏名	所属等
学識経験者	前田 真	愛媛大学社会連携推進機構教授
	和田 信行	税理士
水道の使用者の代表	平井 貢	区長会長
	河辺 憲郎	伊予医師会代表
	塩崎 雄生	伊予歯科医師会代表
	高本 裕子	松前町民生委員児童委員協議会
	大西 千秋	松前町老人クラブ連合会女性部
	伊藤すみれ	女性団体等（社会教育団体所属）
	里見まゆみ	女性団体等（松前町商工会女性部所属）
	田中 美聰	P T A代表
	鶴岡 大吾	株フジ エミフルM A S A K I 支配人
	出海 壽人	四国珍味商工協同組合代表
経済団体関係者	平岡 清樹	塩屋地区企業協議会代表
	畠中 久隆	介護サービス事業所代表
経済団体関係者	菅 啓三	松前町商工会会長

## 松前町水道事業経営審議会審議経過

回	開催年月日	審議内容
第1回	令和4年12月19日	『水道事業の概要及び取組状況について』 『水道事業の経営状況について』
第2回	令和5年3月13日	『令和4年度決算見込み、令和5年度予算（案）』 『前回の質問に対する回答について』 『財政収支見通し及び料金設定について』
第3回	令和6年2月1日	『水道料金改定の流れ及び料金改定案について』
第4回	令和6年3月25日	『答申案について』

## 新料金表案

### 【(仮定) 令和7年4月から令和9年3月まで(激変緩和措置)】

平均改定率 約25.0%

(税込)

用途・メーター口径	基本料金 (円)	従量料金(円／m³)								
		1～ 8m³	9～ 10m³	11～ 20m³	21～ 30m³	31～ 50m³	51～ 100m³	101～ 500m³	501～ 1000m³	1001m³ ～
一般用	13mm	1,082	0	51	146	157	170	186	205	
	20mm	1,175		166			181	192	205	221
	25mm	1,517		181					192	205
	30mm	1,877							221	241
	40mm	2,146								
	50mm	4,346								
	75mm	5,234								
	100mm	6,982								
	湯屋用	14,796		0					157	
	臨時用	315		222						

### 【(仮定) 令和9年4月から】

平均改定率 約35.2%

(税込)

用途・メーター口径	基本料金 (円)	従量料金(円／m³)								
		1～ 8m³	9～ 10m³	11～ 20m³	21～ 30m³	31～ 50m³	51～ 100m³	101～ 500m³	501～ 1000m³	1001m³ ～
一般用	13mm	1,170	0	55	158	170	184	201	222	
	20mm	1,270		179			196	208	222	239
	25mm	1,640		196					208	222
	30mm	2,030							239	260
	40mm	2,320								
	50mm	4,700								
	75mm	5,660								
	100mm	7,550								
	湯屋用	16,000		0					170	
	臨時用	340		240						

\* 平均改定率は現行の水道料金から比較した額となります。

松上下水第176号  
令和4年12月19日

松前町水道事業経営審議会会長 様

松前町水道事業

松前町長 岡本 靖



健全な水道事業運営を支える水道料金等のあり方について（諮問）

松前町水道事業を安定的かつ持続的に運営していくため、次の事項を諮問します。

記

1 健全な水道事業運営を支える水道料金等のあり方について